

居宅介護支援事業 重要事項説明書

医療法人社団秀仁会 訪問看護ステーションさくら

〒197-0803

東京都あきる野市瀬戸岡433-1

TEL 042-511-2896

FAX 042-532-7128

居宅介護支援サービス重要事項説明書

居宅介護支援事業 訪問看護ステーションさくら

2026年6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-511-2896 (月～金曜日：9:00～17:00)

(上記以外は、携帯電話にて24時間対応致します。 080-5647-8884)

担当者 植松 幸次

※ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。

2. 訪問看護ステーションさくらの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人社団 秀仁会 訪問看護ステーションさくら
所在地	東京都あきる野市瀬戸岡433-1
電話番号	042-511-2896
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1374900247号)
サービス提供地域	あきる野市、福生市、日の出町、羽村市、青梅市 その他の市町村については応相談

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
管理者	1名		1名		
介護支援専門員	1名		1名		管理者を兼務
事務職員 (その他)		1名	1名		

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後5時
休日	土・日・祭日・年末年始 (12月29日～1月3日)

3. 居宅介護支援サービスの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅サービス計画作成依頼受付
- ② 被保険者証の確認
- ③ 利用者様・ご家族様へ事業内容についてご説明のうえ契約締結
- ④ 利用者様の心身の状態把握、今後のご希望、公正中立をふまえたケアプラン作成
- ⑤ 居宅サービス事業者との調整
- ⑥ サービス担当者会議の開催と担当者からの意見確認
- ⑦ サービス利用状況を定期的に確認 (モニタリング/毎月実施)

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので、自己負担は、ありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金をいただきます。当事業所からサービス提供証明書を発行致しますので、このサービス提供証明書を、後日お住いの区市町村の窓口へ提出することで、後日全額払い戻しを受けることができます。居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降下記の料金となります。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。尚、取扱件数により居宅介護支援利用料は変わります。一定の情報通信機器 (人工知能関連技術を活用したものを含む) の活用または事務職員の配置をおこなっている場合に算定。

居宅介護支援	
居宅介護支援費（要介護1～2）	11,620円/月
居宅介護支援費（要介護3～5）	15,097円/月
初回加算	3,210円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,675円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,140円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,815円/月1回を限度
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,420円/月1回を限度
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,420円/月1回を限度
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,025円/月1回を限度
退院・退所加算（Ⅲ）	9,630円/月1回を限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円/月
通院時情報連携加算	535円/月
特定事業所加算（Ⅰ）	5,553円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,504円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	3,456円/月
特定事業所加算（A）	1,219円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,337円/月
介護職員等処遇改善加算	2.1%

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり上記(1)の料金を頂きサービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

前記2の(1)にサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、自宅訪問するために特別な交通機関、有料駐車場等の利用をした場合に発生する料金についてはご相談をさせていただきます。

(4) 支払い方法

利用料に記載されているとおり、保険料の滞納等により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振り込みまたは現金集金のいずれかからご契約の際に選べます。

(5) 解約料

いつでも契約を解約することができ、解約に関して一切料金はかかりません。

5. サービスの開始と終了

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

契約書参照

④ その他

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

(1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントなどの行為。

(3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行い SNS などに掲載すること。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって公正中立に援助を行います。(利用者やその家族はアプリに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介と、当該事業所をアプリに位置付けた理由を求めることができます。)

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	当事業所で作成したアセスメント用紙による
介護支援専門員への研修の実施	有	月1回程度を予定

(3) 利用者自身によるサービスの選択及び説明と同意

1. ご利用者自身がサービスを選択することを基本的に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はご家族に対して提供するものとします。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、その担当者からなるサービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該サービス計画等の内容について専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
 - ・指定居宅介護支援の提供開始に際し、予めご利用者に対して複数の指定居宅サービスの事業所等を紹介するよう求めることができること、ご利用者は指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選択理由の説明を求められます。
 - ・特定の事業所に不当に偏った情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業者主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。
 - ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
2. 末期がんと診断された場合、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、ご利用者の状態やサービスの変更の必要性

を把握、ご利用者への支援の実施を致します。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供をすることで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行います。

- ・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	植松 幸次
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為に、非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてご相談、苦情を承ります。

担当者： 管理者 植松 幸次 電話 042-511-2896

また、当事業所以外に、市町村や国保連合会の相談、苦情窓口等でも苦情を伝えることができます。

あきる野市高齢者支援課（代表）042-558-1111

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 03-6238-0177

1 1. 個人情報に関する内容

- (1) 事業所は利用者および家族の個人情報管理について、守秘義務を遵守し個人情報の適切な取り扱いを行います。
- (2) 事業所が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
- (3) 事業所は介護支援専門員、その他従業者であった者から業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底し、退職した後においても保持すべき旨を雇用時に取り決めます。

1 2. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、区市町村に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 当法人の概要

名称	医療法人社団 秀仁会
代表者	理事長 櫻井 秀樹
所在地	東京都あきる野市原小宮1-14-11
電話番号	042-558-7007
定款の目的に定めた他の事業	櫻井病院 介護老人保健施設さくら 介護老人保健施設日の出さくら 訪問看護ステーションさくら ホームケアステーションさくら

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を行いました。

事業者

事業者名 医療法人社団秀仁会 訪問看護ステーション さくら

説明者 介護支援専門員 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を受け、同意します。

利用者

氏 名 印

署名代行者 印